

2008.9.22

「現状の建築確認申請システムと構造設計一級建築士制度に思う」

真崎雄一

耐震偽装事件に端を発して、現在に行われている建築確認申請制度は一時の混乱を脱してようやく正常に復帰しつつあるというのが国交省の見方であり、この制度をより完全なものとするべく更なる改善をして、新たな制度も検討、模索中と聞く。この状況に関しての小生の意見を述べてみたい。建築基準法の構造に関する法律は度々生じる日本各地の地震被害、台風被害等を合わせた耐震技術の進歩向上の結果、蓄積された工学判断をベースに当時の技術基準を立法化したものである。今回の改正建築基準法の構造部分は建築学会規準等の慣習化された技術的判断事項を告示化されたもので、従来の法律より細分化された内容で今回の基準法の構造関連事項基準及び基準解説書（黄色本）に示される内容は言い換えると

将棋、囲碁の世界で「定石打ち」である。定石とは過去の名人対戦で繰り広げられた様々の駒、碁石の動き、配置、打ち方を統計、分析処理して、ある勝パターンを整理した打ち方の呼び名である。定石は筋道が決まっていることからコンピューター処理が可能であり事実、コンピューター将棋、囲碁、外国ではコンピューターチェスと人間との対局もなされている。我々の行う業務も審査側の判断も、構造関連事項基準の内容を定石として判断、処理するコンピューターに依存している。であれば我々の仕事は大臣認定ソフトを使用して、確認審査側はアウトプットの確認でよい事になる。

唯一我々が証明しなければならない書類はコンピューターに正しく数値を入力しましたと言う「数値入力証明書」のみで事足りる事となる。現在、提出しなければならない「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は不用である。

そこには我々構造技術者の思考は不要であり、判断したのは定石である法律と示された内容に沿って計算したコンピューターソフトのみであるからである。

事実、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は「法適合証明書」とも呼ばれている。考えようによっては世の中の大半の建物が「定石」で建てられても、さほど結果に大差が無いと思われる。

そのような仕事に対しては我々は作業としての報酬はあっても技術判断に対する責任も権限も一切無いと考えるのが妥当である。

しかし、我々の本来の業務は基準法の要求する最低の安全性を確保するのが本来ではない更なる安全な建物に加えて、美観、環境保全性、機能性、経済性、耐久性等の施主の要求に応える事にある。その為に基準法つまり定石とは相異なる尺度で判断せざるを得ない状況となる。

使用する計算ソフトも定石ソフトである一貫ソフトではなく、種々のソフトを駆使し、場合によりソフト作成の必要も生じる。

高度な瞬間判断を要する」自動車のレーシングカーがオートマカーでなくマニュアルカーである事と同じである。今回の制度の問題点は以下の如くである。

現在の「適合性判定員」も文字通り意味であれば法すなはち「定石」の確認のみであって尺度の異なる工学的な判断はしないのがルールである。

しかし、判定員が自身の立場を勘違いして（偉くなつたと思い）結論が一つでなく種々ある工学的判断に踏み込み意見を言う事が問題である。結果として確認システムが滞っている。

ましてや、蜘蛛の巣の如く張り巡らされた判断基準は例え時代遅れの過去のものであっても法律は、法律であるから、新たな見解（新たな見解は実験、文献等で形式は認める事になっている、実情は駄目）や創意工夫をしたものは、定石破りとして法律違反とみなされて申請は却下される事に相なる。創意工夫の詳細、解析方法等は定石破りそのものと取られるからである。

そこで、仮に「工学判定員」なる新たな資格を設けたとしても、その資格者は以下の申請する側の様々な検証手段を見極める能力が要求される。

つまり、新材料に加えて木造、S、RC、PC、高層、大空間、制震、免震、杭、解析ソフト、解析法等が日進月歩の今日において、その全てに精通し、高度に判断できる者でなければならない。そんなスーパーマンがいるはずがないことを考慮すると結果的には工学的判断の最終決断者は申請する側の設計者に委ねざるを得ない事になる。

ここで初めて、構造設計者の責任と権限が発生することになる。

来年の5月から「構造設計一級建築士制度による設計又は法適合確認が義務付けられるとの予定であるが、例え構造設計者の公的資格が位置付けられても公的資格者に責任と権限がパックで移譲されてないかぎりには本質的解決にならない。適合性判定制度の廃止を望むものである。設計者にしても建物規模及び経験の少ない分野においての自己の能力を謙虚に見極めて、場合によりその道に精通した技術者と相談して設計を進めるのが本来のピュアチックであり、結果に自己責任を果たす以上は必要不可欠である。責任者が存在すれば「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は一枚の記名捺印で済む事になる。相談した技術者の氏名も記入する事も考えられる。又、膨大な出力図書も不用である。地球環境問題が大きく論じられる今日において森林資源の紙としての無駄な消費は時代逆行であり、早々にストップすべきと考える。現在の建築確認申請制度は上記の意味からスタートからボタンの掛け違いであり、歪んだ上着のほころびの繕いはやがて全てのボタンが一度に飛び散るように、そのままの状態に更なる改正を続けるといずればより大きな制度破綻を生じる事であろう事は容易に想像できる。国際的に技術競争の激しい昨今において創造的仕事の停滞は我が国の経済を著しく落下させることになる。掛け違いのボタンは全て外して掛け直す施策が急務と考える。